

一般競争入札要領

(目 的)

第1条 高知県・高知市病院企業団の行う一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年高知県・高知市病院企業団管理規程第3号）第2条において準用する高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他の法令で定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおりとする。また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札においては、入札参加資格があるとの通知を受けた者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、所定の様式による入札書により入札に参加しなければならない。
- 3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることができない。
- 4 入札者は、郵送入札を除き入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 6 入札公告等において認められている場合は、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。
 - (1) 入札書は、契約対象件名、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。なお、第13条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。
 - (2) 前号の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により指定の期日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。ただし、単価契約の場合はこの限りではない。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正又は加筆したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 5 入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。
- 6 前条第6項の規定による郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
- 7 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え、訂正又は取消しすることができない。
- 8 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。
- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
 - (2) 入札者が談合し、又は不隠な行動をする等、入札を公平に執行することができないと認められるとき

(入札者の辞退)

- 第8条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
 - (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。
- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
 - (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
 - (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
 - (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書
 - (5) 郵送による入札において、公告で指定した期日までに到達しない入札書

(失格の入札)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
 - (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2者以上の入札参加者の代理をした者のした入札

- (5) 所定の入札箱に投かんしない入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第 11 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

(同額等の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定方法)

第 12 条 落札となるべき同額の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(再度入札等)

第 13 条 開札した場合において、落札とするべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2 回（初度入札を含め 3 回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の入札は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。

5 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次に随意契約の交渉を行うことがある。

6 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限範囲で随意契約を行うことがある。

(契約保証金)

第 14 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第 15 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名、押印し、契約担当機関に提出しなければならない。

(契約の確定)

第 16 条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

(業務保証人)

第 17 条 入札条件等により業務保証人を求める場合は、落札者は、契約の締結に際し自己に代わって自ら業

務を完成し、損害賠償を保証する業務保証人を立てなければならない。

- 2 前項の業務保証人は、落札者と同等以上の資力、資格及び能力を有するものでなければならない。
- 3 第1項の場合、落札者は、落札決定後直ちに保証人承認願を作成し、提出しなければならない。

(異議の申立て)

第18条 入札者は、入札後にこの要領又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。